

第4章 技能実習指導員用手引きの検討

1. 技能実習指導員用手引きの位置づけと考え方

技能実習指導員とは、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則」(第12条)において、技能実習指導員は5年以上の介護業務経験をもつ常勤職員であるとされ、さらに告示において、技能実習指導員のうち1名以上は介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められるもの(看護師等)とされた。

技能実習指導員は、技能実習生を受け入れる実習実施者に所属し、技能実習計画に基づき技能実習生に移転すべき技能を指導し習得させる役割を果たすが、その指導方法や具体的内容については、実習実施者及び技能実習指導員に任されている。

一方、技能実習生は、全国で均質に行われる介護技能実習評価試験の合格を目指すこととなり、そのためには技能実習指導員が適切に技能等を移転させていく必要があることから、その標準的な手引書が必要である。

【実習実施者・実習内容に関する要件(一部抜粋)】 ※介護職種の固有要件より

技能実習制度本体(主な要件)

・技能実習の指導を担当するものとして、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であって、習得等をさせようとする技能等について5年以上の経験を有するものの中から技能実習指導員を1名以上選任していること。

技能実習指導員用手引きは、技能実習生に適切に技能等を移転させることを目的とすることから、技能実習生用テキストの内容に沿ったものとし、構成については、技能実習生用テキストの内容はそのまま掲載したうえで指導上の留意点等を注釈やコラムのようにつけ加える構成が使いやすいものになるといえる。

2. 技能実習指導員用手引きに含まれるべき内容

手引きには、実習指導員が技能実習生に適切に技能を移転できるよう、技能実習生用テキストに掲載されている介護の具体的な指導方法の他、宗教、文化・生活習慣の違い等から理解しづらい箇所等の指導方法、また技能実習評価試験時に必要とされる到達目標等の解説やポイントを盛り込んだ内容とすることが適当である。

さらに、技能実習制度の本来の趣旨を理解したうえで指導してもらうために、制度の概要・技能実習指導員の役割についても記載する必要がある。(ただし、技能実習指導員講習が実施されているため、内容について調整を図る必要がある。)

また、介護技術を現認して評価することで人材育成を行う「介護プロフェッショナル・キャリア段位制度」を参考に、OJTのあり方についても記載し、指導に役立つ内容としていく必要がある。